

## 二条城の価値を活かし未来を創造する会 開催要綱

### (趣旨)

第1条 二条城の有する多様な価値を活かし、文化・観光資源やMICEをはじめ積極的な活用策について有識者等と意見を交換するため、京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針第2条第3項に基づく「懇談会等」として「二条城の価値を活かし未来を創造する会」（以下「本会」という。）を開催する。

### (意見を交換する主な事項)

第2条 本会において意見を交換する主な事項は次のとおりとする。

- (1) MICEをはじめとする積極的な活用促進策
- (2) 学びの場、観光資源としての機能向上、情報発信によるビジター増加策
- (3) 来城者の満足度を高める方策
- (4) 伝統ある文化・芸能・産業や文化・観光施設等との多彩な連携促進策
- (5) 二条城を核とする周辺地域の活性化策
- (6) 多様な活用のための基盤整備

### (委員)

第3条 本会の委員は、有識者等の中から市長が依頼する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (進行等)

第5条 本会の事務局は、元離宮二条城事務所が担う。

2 本会の座長は、委員の中から元離宮二条城事務所長が指名する。

### (招集等)

第6条 本会は、元離宮二条城事務所長が招集する。

2 本会の会議に参加する者は、委員のほか、オブザーバー、事務局、その他必要な者とする。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の開催に関し必要な事項は、元離宮二条城事務所長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。